

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

障 福 第 2 4 8 5 号
平成24年12月21日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成24年10月30日付け石監査第357号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
石川県障害者自立支援基盤整備事業費補助金等の交付事務において、適正を欠くものがありました。 補助事業の内容を的確に把握するとともに、団体の指導を徹底し、今後、このようなことがないよう十分注意してください。	障害保健福祉課	指摘のあった事項につきましては、補助金等の交付事務にかかる職員相互のチェック体制に万全を期するとともに、今後は、かかることがないよう適正な会計処理に努めてまいります。